

【松阪市教育委員会／小学校】

令和２年度松阪市フッ化物洗口事業の実施について

1. 感染症対策について

- ・マイコップの使用を避け、紙コップ及びティッシュペーパーを使用して実施する。
- ・上記を基本とした実施マニュアルを今後対象校に配付する。

2. 新規校における職員対象研修について

- ・各校でDVD「松阪市フッ化物洗口事業紹介VTR」及び「松阪市フッ化物洗口実施マニュアル」等の資料により研修を実施する。

3. 保護者説明会について

- ・新規校及び継続校ともに市による説明会は実施せず、紙媒体や電子媒体の資料を配付することでこれに代える。

4. 児童へのフッ化物洗口指導について

- ・新規校においては、例年通り、歯科衛生士会による指導を実施する。
- ・継続校においては、市作成の資料を使用した指導を実施する。

5. その他

- ・各取組の開始時期については、臨時休業期間が約２月あったことから、２月遅れで実施していくことを考えているが、学校の準備が十分整った段階で開始するものとします。
- ・職員及び保護者対象説明会、児童への指導等について、上記の実施方法を基本としますが、各学校と学校医の協議によって変更は可能です。
- ・年間のスケジュールについては、別紙「令和２年度 フッ化物洗口事業実施スケジュール」をご覧ください。